

# 「第351回 判例・事例研究会」

テーマ：熟慮期間経過後の相続放棄の申述

日 時	令和2年9月16日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 太田善大

<b>事 案</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>●被相続人は平成29年に死亡。法定相続人は、被相続人の甥3名であったが、生前疎遠な関係にあり70年にわたり交流はなかった。</li><li>●相続人らは、平成31年2月下旬に市役所から送付された「固定資産税の相続人代表者について」という文書により、被相続人の相続について知った。ただし、被相続人の資産や債務の内容は不明であった。</li><li>●3名の相続人らは、3名のうち代表者1名が相続放棄の手続を行えばよいと勘違いして、令和元年5月上旬に相続人のうち1名が相続放棄申述の手続を行った。</li><li>●令和元年6月上旬、その他2名は、市役所からの指摘で個別に相続放棄の手続が必要であること、固定資産税が滞納となっていることを知り、令和元年6月19日及び同年7月19日に、それぞれ相続放棄の申述を行った。</li></ul>
<b>決定の要旨</b>	<p>原告人らの本件各申述の時期が遅れたのは、自分たちの相続放棄の手続が既に完了したとの誤解や、被相続人の財産についての情報不足に起因しており、原告人らの年齢や被相続人との従前の関係からして、やむを得ない面があったというべきであるから、このような特別の事情が認められる本件においては、民法915条1項所定の熟慮期間は、相続放棄は各自が手続を行う必要があることや滞納している固定資産税等の具体的な額についての説明を原告人らが市役所の職員から受けた令和元年6月上旬頃から進行を開始するものと解するのが相当である。</p> <p>そして、前記認定のとおり、原告人Bは同月19日に、原告人Aは同年7月16日にそれぞれ相続放棄の申述をしたものであるから、本件各申述はいずれも適法なものとしてこれを受理すべきである。</p>
<b>考 察</b>	<p>熟慮期間の起算点について、判例（最高裁昭和59年4月27日判決）は、「熟慮期間は、相続人が相続財産の全部または一部の存在を認識した時又は通常これを認識することができた時から起算すべき」としている。</p> <p>本件では市役所から文書が届いた令和元年2月下旬の時点で、被相続人が不動産を所有していたことや固定資産税が発生していることを認識しているため、上記判例に従うと、令和元年6月には3ヶ月の熟慮期間は既に過ぎているということになる。</p>

	<p>本件の原審（前橋家裁太田支部）は、熟慮期間経過後の相続放棄の申述として却下したが、抗告審の東京高裁は原審判を取り消して、相続放棄の申述を受理すべきであるとした。</p> <p>本決定は、本件における特殊事情として、①相続人らが被相続人と長年疎遠な関係にあったこと、②相続人らはいずれも高齢であったこと、③相続人らにおいて既に相続放棄が完了したという誤解を持ったこともやむを得ないと言えること等を考慮して、実態に即した判断を行ったものと評価できる。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	---